

# 区画整理 ニュース

[川西市中央北地区整備事業]

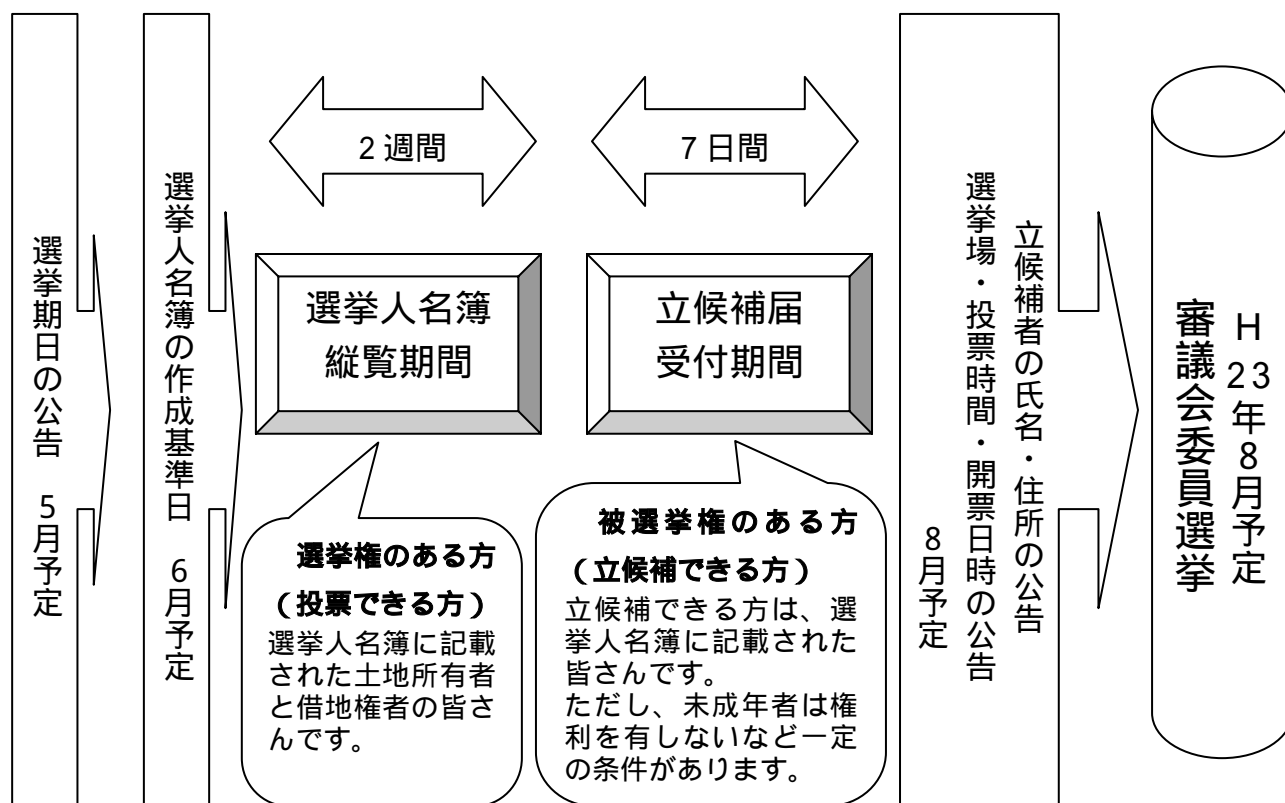
平成 23 年 2 月  
第 2 号

川西市  
まちづくり部 中央北地区整備室  
TEL 072-740-1214

**事業の開始に伴い土地区画整理審議会の設置を行います。  
土地区画整理審議会委員 1 の選挙を行います。**

「土地区画整理審議会」は事業の公平性を確保するため、施行者である市が意見を聞いたり、同意を得たりするための法で定められた組織です。それに伴い、土地所有者及び借地権者の中から「審議会の委員の選挙」を行います。本号では、選挙のおおまかなスケジュールについてお知らせします。土地所有者と借地権者の皆さんに関わることで、内容についてもよくご確認ください。

## 土地区画整理審議会選挙の流れ・スケジュール



中央北地区土地区画整理審議会委員の選挙は上記のような流れで行います。この選挙は、施行地区内の権利者を代表し、換地計画、仮換地の指定などの事項について、意見を述べたり同意をするなど、事業の中で重要な役割をしていただく委員を選ぶ大切な選挙です。内容についてよくご確認ください。また、詳細については選挙期日の公告までに、再度ニュースで掲載するなど、ご案内させていただきます。

# 自分達は何をしなければいけないの？



## 共有名義の代表者を確定してください

- 1 土地の共有者及び共同借地権者は、原則としてそれぞれ1つの土地所有者又は借地権者として取扱います。(会社組織などについても同様です。)
- 2 審議会委員選挙に立候補または、投票するためには代表者を1人選任していただき、『代表者選任通知』を提出していただく必要があります。
- 3 登記簿に記載されている土地所有者が死亡して相続人が2人以上の場合、『代表者選任通知』と併せて『相続届出書』を提出してください。

## Q&A (ニュースにでてきた用語を説明します)

### 1 土地区画整理審議会委員

役割	施行地区内の権利者を代表し、法の定める事項について意見や同意をする。
定数	10人 内訳 2人(施行者が専任する学識経験者) 8人(施行地区内の土地所有者及び借地権者) 土地所有者と借地権者の中からそれぞれ選出される必要があります。
任期	5年



§ 「土地区画整理審議会」「借地権」などの用語の説明については、創刊号をご確認くださいませようお願いします。

## 中央北地区整備室から

### 権利が移動した場合や、住所、氏名が変更した場合はご連絡を

この区画整理ニュースを確実にお届けするため、権利が移動した場合、住所、氏名が変更した場合は、川西市まちづくり部 中央北地区整備室まで必ずご連絡ください。

### ご相談・お問い合わせ先

今後、事業が始まると「区画整理ニュース」をはじめ、皆さんにご連絡を差し上げることが多くなります。お伝えしたいことやお知らせ等を掲載していますので、是非一読くださいますようお願いいたします。また、「中央北地区土地区画整理事業」について疑問や質問などがございましたらご連絡ください。

### 川西市 まちづくり部 中央北地区整備室

TEL : 072 740 1214 FAX : 072 - 740 - 1330

日時 : 午前9時～午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP : <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>

これまでの経過等が掲載してあります